

令和4年5月27日

保護者 様

大阪市立大成小学校  
校長 狭間 雅夫

## 教育活動等におけるマスクの着用について（お願い）

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、教育活動等におけるマスクの着用につきましては、これまでも周知させていただいておりましたが、国の方針等を踏まえ、次のとおり改めて教育委員会より通知がありました。

つきましては、保護者の皆様におかれましても、今後夏季を迎え、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高くなることが予想されることから、マスク着用の取り扱いにつきまして、よろしくご理解・ご協力をお願い申し上げます。

### 【 1. 体育の授業について 】

屋外の運動場に限らず、プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業の際には、マスクの着用は必要ない。ただし、十分な身体的距離(2メートル以上)がとれない状況で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用すること。

運動会・体育大会についても体育の授業と同様の取り扱いとすること。

### 【 2. 登下校時について 】

熱中症リスクが高い夏場においては、熱中症対策を優先し、マスクの着用は必要ない。

特に小学生など、自分でマスクを外してよいかどうか判断が難しい年齢の子どもへは、登下校時には屋外でマスクを外すよう、積極的に声をかけるなどの指導を行うこと。その際、人と十分な距離を確保し、会話を控えることについても併せて指導すること。

### 【 3. 休憩時間等について 】

休憩時間における運動遊び(例:鬼ごっこなど密にならない外遊び)においては、2メートル以上を目安として他者との距離が確保できる場合はマスクを着用する必要はない。

屋外で会話をほとんど行わないことが想定される教育活動等(例:自然観察、写生活動等)においては、他者との距離が確保できなくてもマスクを着用する必要はない。

### 【 4. その他 】

上記1から3の各場面において児童のマスクの着用を禁止する趣旨ではないことから、熱中症対策を講じた上で、様々な理由からマスクの着用を希望する児童生徒等に対しては適切に配慮を行うこと。